



保険負債の時価会計

研究員 三田 剛

1月23日にロンドンにあるIASB(注1)(International Accounting Standards Board, 国際会計基準審議会)が、2007年を目途に保険負債(責任準備金)に本格的な時価会計を導入する方針を決定した。

そもそも保険の会計基準に関する議論は、1999年頃から、保険をどのように定義して、認識するかという点から始まった。金融資産・負債の認識、評価及び開示に関して規定したIAS39が保険にも適用されるかどうかについて、これまで議論が繰り返されてきた。IAS39は、一部の金融資産・負債を除いて原則、時価評価することを規定している。もしIAS39が保険に適用されれば、預金等が銀行のB/S(貸借対照表)の負債として時価評価されるのと同様に、保険も保険会社の負債として時価評価しなくてはならない。これまで保険会社が預かる保険料をP/L(損益計算書)上に収入保険料として表記してきた従来方法を根底から変えてしまう、今回の決定はそんな大きな内容なのである。

預金や上場している株式や債券ならば簡単であるが、流通市場がない保険の時価とはどのように捉えられるのだろうか。IASBの考えでは、保険料の支払いが長期に及ぶ保険については、仮定に基づいた将来キャッシュフローを、市場金利をベースにした割引率で現在価値に割引いたものを時価とし、それをfair value(公正価値)とみなすという。

保険契約者は解約の自由を有するが、解約のオプション価値をどのように将来キャッシュフローに反映させていくのか。有配当保険の配当に関して、不確実性の高い将来の配当をどのようにキャッシュフローに反映させるのか。解約率や配当率や市場金利といった多くの評価基礎率が少しでも変化すれば、現在価値が大きく変動するが、本当に導出モデルが適切であるかどうかという検証は十分なのか。実務上で現在割引価値の試算に精通している方なら、すぐにこのようないろいろな疑問や不安が沸くであろう。

アメリカ・ドイツ・日本の生命保険協会等は、IASBの議論が進むに連れて、これまでに計四回(2002/3, 2002/6, 2002/9, 2003/2)の共同意見書を提出している。意見書では、時価会計の導入に向けた議論に対して基本的に支持しているものの、導出モデルが極端に概念的・理論的すぎて、フィージビリティ(実行可能性)上無視できない問題点を随時提起している(詳細は生命保険協会 <http://www.seiho.or.jp/> に掲載されている意見書を参照されたい)。2002/6の意見書では、保険引受リスクからの開放に伴って収益が計上さ

れる繰延法の適用を代替案として提案した。また、直近 2003/2 の意見書では特に、IASB の性急すぎる決定に対して強い懸念が盛り込まれている点が注目される。

筆者も意見書と同じように、保険が IAS39 の適用範囲であることがまだ正式に決定されていない段階で、時価会計導入を決定してしまうことは矛盾であり、IASB は些か急ぎすぎではないかと感じる。しかし、時価会計そのものの方向性は決して間違ったものではない。保険会社の B/S の資産側が時価会計を適用している一方、負債側に時価会計が適用されていないのはインバランスである。このインバランスを解消して保険会計の透明性を向上させること、保険会計の信頼を確保することに、IASB や各国業界団体、各保険会社、監督機関等の関係者は真摯に取り組まなければならない。

IASB と各国業界団体が、お互いにもっと協力的にオープンな対話を積み重ねる環境が必要である。

各保険会社は、保険負債の時価会計に伴う決算の変動に対して、それはどんな要因によるものなのか正確に説明できるように準備しなければならない。また、できる限り決算の変動を抑えたいのであれば、ALM 技術を向上して負債と資産の増減を極力一致させる取組みがもっと必要である。

最終的にどんな会計基準を採用するのかを決める権限を持つ各国の保険監督機関(日本の場合は金融監督庁)は、重要な舵取りを迫られる。保険負債に対する時価会計導入が不可避であるとするならば、早期に導入に向けた意思決定を行い、その工程表を明確に示さなければならない。特に日本の場合、90 年代に入って、世界各国が時価会計導入に積極的になっている一方で、当時企業会計審議会を主催して、実質的にどの会計基準を採用するかについて権限を持っていた大蔵省は、旧来の取得原価主義に固執した。導入が遅れたために、銀行やその他一般事業会社の決算に大きな影響を与えただけでなく、日本企業の英文アニュアルレポートに「この財務諸表は日本で一般に認められた会計基準に準拠して作成されたものであり、同国の会計基準に精通した利用者向けである」(≡日本の会計基準は国際的に通用するものとは異なる)という警句を監査意見書に付記しなければならなくなったことを教訓にしなければならない。金融監督庁は同じ轍を踏んではならない。

(注 1) 会計の世界基準を決める権限を持つ国際機関。IASB が採択する基準に拘束力はないが、EU は域内の上場企業に対して IASB の定める基準に従うことを原則として位置付けているだけでなく、IOSCO(International Organization of Securities Commissions, 証券監督者国際機構)は海外に上場する企業に対して、IASB の基準を準拠するように奨励している等、徐々にそのオーソリティを高めている。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2003 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>